

ID: 293

担当部署: 上下水道課

処分の概要	分担金の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	八頭町簡易水道事業分担金徴収条例 第3条		
例 規 番 号	平成17年条例第160号		
<p>【根拠条文】 (分担金を徴収すべき者) 第3条 分担金は、当該事業により利益を受ける者より徴収する。</p> <p>【基準】 根拠条文及び第4条の規定による。 (分担金の賦課基準) 第4条 分担金の額は、前条に規定する者について事業の実施によって受ける各人の利益の度合 に応じて、町長が定める。</p>			
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日